

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第七条第一項第一号の新型コロナウイルス感染症に係る調整率を定める告示案要綱

第一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第七条第一項第一号の新型コロナウイルス感染症に係る調整率

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）附則第七条第一項第一号の新型コロナウイルス感染症に係る調整率は、零とすること。

第二 施行期日

この告示は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 年厚生労働省令第 号）の施行の日から適用すること。